

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月8日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

## 第1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月28日（水）まで

### 2 監査の対象

「飯塚市庄内生活体験学校」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ
- ・ 担当課 生涯学習課

### 3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

### 4 監査の範囲

令和4年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

### 5 監査の方法

「飯塚市庄内生活体験学校」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

### 6 監査の主な着眼点

#### 【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
  - ② 施設の利用状況
  - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

#### 【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 第2 監査の結果

- 1 指定管理料                      令和4年度    18,936,000円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市庄内生活体験学校」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和4年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

#### 【生涯学習課に対する指摘事項】

##### 1 管理物品等について（局長指摘事項）

指定管理者からの令和5年3月31日付の令和4年度管理物件報告書では、備品

9 点の購入報告がなされており、所管課はこの 9 点を財務会計システムに備品登録している。

本報告書には、令和 4 年度に購入した備品のうち、クリーナー、ウィルスバスター、WiFi ルーター、DVD プレーヤーが記載されておらず、これらの備品については、財務会計システムに未登録となっている。

主管課は、報告書を収受する際の確認を徹底するとともに、現物と財務会計システムに相違がないよう指定管理者に指導すること。

## 2 職員給与について（局長指摘事項）

特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリの従業員の給与については、給与規定（規程）で定められているが、職員給与として支払った額と規定された額が相違していた。

また、宿直手当を支払っているが、金額の根拠となる規定が整備されていなかった。

主管課は、指定管理者に対し、宿直手当の規定を整備するとともに、給与規定（規程）に則った事務処理を行うよう指導すること。

## 3 自主事業について（局長指摘事項）

飯塚市庄内生活体験学校指定管理業務仕様書では、自主事業はあらかじめ市長の承認を経て実施する旨が記されている。

しかしながら、指定管理者は、市長の承認を得ることなく、食育キッズ講座、緑の少年団等の自主事業を実施していた。

自主事業を実施する際には事前に承認手続きを行うよう、指定管理者に指導すること。

## 4 再委託について（局長指摘事項）

再委託している夜間等警備業務委託、浄化槽維持等管理委託について、令和 4 年度契約書が締結されていなかった。

今後は契約を締結し、委託の内容及び支払いの根拠を明確にするよう指定管理者に指導すること。

## 【飯塚市庄内生活体験学校指定管理者に対する指摘事項】

### 1 管理物品等について（局長指摘事項）

指定管理者からの令和 5 年 3 月 31 日付の令和 4 年度管理物件報告書では、備品 9 点の購入報告がなされており、所管課はこの 9 点を財務会計システムに備品登録しています。

本報告書には、令和 4 年度に購入した備品のうち、クリーナー、ウィルスバスター、WiFi ルーター、DVD プレーヤーが記載されていないため、これらの備品については、市の財務会計システムに未登録となっています。

記載漏れのあった備品について市に報告するとともに、報告書作成の際には、確認を徹底してください。

### 2 職員給与について（局長指摘事項）

特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリの従業員の給与については、給与規定（規程）で定められていますが、職員給与として支払った額と規定された額が相違していました。

また、宿直手当を支払っていましたが、金額の根拠となる規定が整備されていませんでした。

宿直手当の規定を整備するとともに、給与規定（規程）に則った事務処理を行うようにしてください。

なお、必要であれば給与規定（規程）を改正してください。

### 3 自主事業について（局長指摘事項）

飯塚市庄内生活体験学校指定管理業務仕様書では、自主事業はあらかじめ市長の承認を経て実施する旨が記されています。

しかしながら、指定管理者は、市長の承認を得ることなく、食育キッズ講座、緑の少年団等の自主事業を実施していました。

自主事業を実施するには、事前に承認手続きを行ってください。

### 4 再委託について（局長指摘事項）

再委託している夜間等警備業務委託、浄化槽維持等管理委託について、令和 4 年度契約書が締結されていませんでした。

今後は契約を締結し、委託の内容及び支払いの根拠を明確にするようにしてください。